

砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この訓令は、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取組みに対し、砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域コミュニティの形成を図り、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金を受けることができる団体は、砂川市町内会連合会に加入している町内会とする。

(補助対象事業)

第3条 市長は、町内会が実施する次に掲げる活動及び事業（以下「事業」という。）に対し補助金を交付する。ただし、対象とする事業は、当該年度内において完了する事業とする。

- (1) 福祉又は健康に係る事業
- (2) 地域交流に係る事業
- (3) 防災又は防犯に係る事業
- (4) 環境美化に係る事業
- (5) 広報又は調査に係る事業
- (6) 研修又は学習に係る事業
- (7) 自主防災組織の設立に係る事業
- (8) コミュニティ施設の維持管理に係る事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域コミュニティの形成に資すると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 市の他の補助を受けている事業
- (2) その他補助金の目的に沿わないと認められる事業

(補助金)

第4条 補助金は、次に掲げる区分とし、それぞれを合算して交付する。

- (1) 基準割
- (2) 事業割
- (3) 自主防災組織設立支援割

(基準割の額等)

第5条 前条第1号に規定する基準割は、第3条第1項に規定する事業を実施する町内会に対し、別表1により、町内会加入世帯数に応じて交付する。この場合において、町内会加入世帯数は、毎年4月1日現在の世帯数を基礎とする。

(事業割の額等)

第6条 第4条第2号に規定する事業割は、第3条第1項に規定する事業を実施する町内会に対し、次の表に掲げる補助対象経費の3分の2以内の額を交付するものとし、40,000円を限度とする。この場合において、事業割の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

項目	補助対象経費
報償費	講師等の謝礼等
旅費	研修等の交通費、宿泊代等
消耗品費	活動用品等
食糧費	作業・活動時のお茶・ジュース、茶菓子等（ただし、酒類及び飲食を主とする事業の食糧費は除く。）
燃料費	機材用ガソリン代等
印刷製本費	行事資料、町内会マップ印刷代等
光熱水費	コミュニティ施設の維持管理に要する光熱水費

通信運搬費	郵便料、切手代等（ただし、電話代は除く。）
保険料	傷害保険料等
使用料及び賃借料	会場借上げ料、機材借上げ料、賃借料等
原材料費	種苗代、材料代等
備品購入費	印刷機、パソコン、ボランティア活動のための草刈機・除雪機、防災資機材等
負担金	コミュニティ施設の維持管理に要する負担金

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 町内会の経常的な運営維持管理費
- (2) 人件費
- (3) 商品券、記念品又は景品等の購入に要する経費
- (4) その他補助することが適当ではないと認められる経費

3 複数の町内会が合同で事業を実施する場合の補助金の額は、実施町内会の数に40,000円を乗じた額を限度とする。また、1事業（複数の町内会が合同で実施する事業を含む。）の補助金額が限度額に満たない場合は、最大で4事業まで合算した額を交付することができる。

（自主防災組織設立支援割の額等）

第6条の2 第4条第3号に規定する自主防災組織設立支援割は、第3条第1項第7号に規定する事業を実施する町内会に対し、自主防災組織の設立に必要な防災資機材の購入に要する経費の全額を交付するものとし、20,000円を限度とする。この場合において、自主防災組織設立支援割の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする町内会は、毎年5月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金事業計画書（別記第2号様式）

2 複数の町内会が合同で実施する事業を申請する場合については、事業を実施する全ての町内会が前項に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、速やかに砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた町内会が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金交付決定を取り消し、又は交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金交付決定を受けた場合
- (2) 補助することが不適当と認められる事実があった場合

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、返還の方法及び期限を定め、砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金返還命令書（別記第5号様式）により返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた町内会は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金実績報告書（別記第6号様式）
- (2) 砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金事業報告書（別記第7号様式）
- (3) 事業に要した経費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の通知)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該町内会に対し、砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の通知を受けた町内会が補助金の請求をしようとするときは、砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年6月26日から施行する。

(経過措置)

2 自主防災組織設立支援割の適用については、令和元年度に限り、既存の自主防災組織も同年度に設立されたものとみなし、自主防災組織の設立に係る事業の対象とする。

3 改正後の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第7条中「毎年5月末日」とあるのは、令和元年度に限り「8月末日」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

加入世帯数	補助金額
10世帯以下	5,000円
11世帯 ～ 30世帯	10,000円
31世帯 ～ 50世帯	15,000円
51世帯 ～ 100世帯	20,000円
101世帯 ～ 200世帯	25,000円
201世帯 ～ 300世帯	30,000円
301世帯 ～ 500世帯	40,000円
501世帯以上	50,000円

別記第1号様式（第7条関係）

別記第2号様式（第7条関係）

別記第3号様式（第8条関係）

別記第4号様式（第9条関係）

別記第5号様式（第9条関係）

別記第6号様式（第10条関係）

別記第7号様式（第10条関係）

別記第8号様式（第11条関係）

別記第9号様式（第12条関係）